

## 福井県版持続化給付金 よくあるご質問

よくあるご質問では、福井県版持続化給付金のことを「**県版給付金**」、福井県版持続化給付金申請受付要項のことを「**要項**」、事業にかかる売上を事業収入または不動産収入として所得税の確定申告をしている個人事業主を「**個人事業主（事業）**」、事業にかかる売上を給与収入または雑収入でのみ所得税の確定申告をしている個人事業主を「**個人事業主（給与）**」と記載しております。

なお、お問合せが多かった「給付金等を加えた額」の定義（Q5）を更新しましたので、ご確認ください。

### 1. 県版給付金の対象となる事業者について (要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

#### 法人

#### Q1. どのような法人が県版給付金の対象となりますか？

A1. 下記の条件を全て満たす法人が対象になります。

- ①福井県の出資を受けている法人ではないこと。
- ②宗教法人または政治団体関係の法人ではないこと。

#### 法人

#### Q2. 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないですが、県版給付金の対象となりますか？

A2. A1の条件を全て満たす法人であれば対象になります。

協同組合、NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等も対象です。

#### 法人

#### Q3. 本社が福井県外にありますが、福井県内に事業所がある場合は、県版給付金の対象となりますか？

A3. 要項で定める申請要件②では「法人税の納税地が福井県内であること。」となっておりますので、本社が福井県外にある場合は県版給付金の対象になりません。

### 全申請者

Q 3-2. 令和元年は県外で所得税を納めていましたが、令和2年は福井県内で所得税を納めています。県版給付金の対象となりますか。

A 3-2. 令和2年に福井県内で所得税を納めている場合は対象となります。  
また、法人の場合は前事業年度の法人税の納税地が福井県内であれば対象となります。

### 全申請者

Q 3-3. 令和元年は福井県内で所得税を納めていましたが、令和2年は県外で所得税を納めています。県版給付金の対象となりますか。

A 3-3. 令和2年に福井県内で所得税を納めていない場合は対象となりません。  
また、法人の場合は前事業年度分の法人税の納税地が福井県内でない場合は対象となりません。

### 法人

Q 4. 法人格を持っていない任意の団体（人格なき社団）ですが、県版給付金の対象となりますか？

A 4. 法人税を申告している団体であれば、県版給付金を申請することができますので、法人用の県版給付金申請書（様式2-1）により県版給付金を申請してください。県版給付金の申請に必要な添付書類については法人用のチェックリスト（様式1-1）をご確認ください。

## 2. 要項で定める申請要件について

### 全申請者 (R3.5.7 更新)

Q 5. 要項の法人の申請要件③（個人事業主（事業）は申請要件④、個人事業主（給与）は申請要件⑤）には「令和2年の年間売上に給付金等を加えた額が、令和元年の年間売上に比べ、10%以上減少していること。」とありますが、給付金等とは具体的に何を指しますか？

A 5. 給付金等とは、国の持続化給付金および家賃支援給付金、福井県の中小企業休業等要請協力金および小規模事業者等再起応援金の4種類のみを指します。

#### 全申請者

**Q 6. 要項の法人の申請要件④（個人事業主（事業）は申請要件⑤、個人事業主（給与）は申請要件⑥）には「売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであること。」とありますが、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染拡大によるものとは、具体的にどのようなものを指しますか？また、証拠書類を提出する必要はありますか？**

A 6. 例えば、休業要請等に伴う休業または時間短縮営業による売上の減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響による売上の減少等が挙げられます。

しかし、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業や業績不振等については、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるとは認められないため、県版給付金を申請することはできません。（要項の「9 不正受給（2）不正受給の例」を参照してください。）

なお、証拠書類の提出は不要です。

#### 全申請者

**Q 7. 要項の法人の申請要件⑤（個人事業主（事業）は申請要件⑥、個人事業主（給与）は申請要件⑦）には「申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。」とありますが、今後も事業継続する意思を有しているとは、具体的にどの程度の期間を指しますか？**

A 7. 少なくとも令和3年度末までは事業継続する意思を有している必要があります。

例えば、申請日時点で、令和4年1月に廃業する予定が有る場合には、県版持続化給付金を申請することができません。

#### 全申請者

**Q 8. 要項の法人の申請要件⑦（個人事業主（事業）は申請要件⑧、個人事業主（給与）は申請要件⑨）には「給付金受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか？**

A 8. 県版給付金の審査にあたり、チェックリストに記載されている提出書類のみでは、県版給付金の対象か否かの判別がつかないことがあります。

その場合は、チェックリストに記載されている書類とは別の書類の提出を新たに求めたり、提出された書類の内容について、電話で確認を求めたりすることになります。

別の書類の提出を拒否したり、確認の求めに応じなかったりした場合には、要項で定める申請要件を満たさないこととなりますので、ご注意ください。

また、県版給付金の受給後にも、申請要件を満たしていたか確認するため、書類の追

加提出を新たに求めることや、提出された書類の内容について、電話で確認を求めることがあります。書類の追加提出を拒否した場合、また確認の求めに応じなかった場合には、要項の申請要件を満たさないこととなりますので、この場合もご注意ください。

### 全申請者

**Q 9. 要項の法人の申請要件⑨（個人事業主（事業）は申請要件⑩、個人事業主（給与）は申請要件⑪）「県内の商工会、商工会議所および商工会連合会において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。」の内容について教えてください。**

A 9. 県では、事業者向け支援施策の案内や、支援施策立案のための事業者からの情報収集、今年1月の大雪などの災害時の事業者への連絡など、県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」といいます。）を通じて事業者との情報の共有を図ることとしています。

具体的には、商工会議所等が開設した公式のSNSに、各事業者の代表者が参加する方法により、情報の共有を図る予定としております。

そのため、申請書に記載の情報を県から商工会議所等に提供することに同意していただくとともに、後日、商工会議所等から開設したSNSへの参加を依頼させていただく予定です。

**Q 9-2. SNSを使用していませんが、県内の商工会議所等に対し申請書に記載の事業者名、住所、連絡先（電話、FAX）を提供することに同意する必要がありますか。**

A 9-2. 事業者がSNSを使用している方がいない場合には、商工会議所等よりFAXやメール等のSNS以外の手段により、情報の共有を図ることを検討します。

については、商工会議所等から各事業者に対し、FAXやメール等を用いた情報の共有について依頼させていただきますので、申請書に記載の情報を商工会議所等に提供することについて同意していただく必要があります。

## 3. 年間売上の計算方法について

### 全申請者

**Q10. 申請要件④「令和2年の年間売上に給付金等を含めた額が、令和元年の年間売上に比べ10%以上減少していること。」とありますが、年間売上とは具体的に何を指しますか？**

A10. 令和2年の年間売上とは、令和2年1月から12月までの売上を指し、令和元年の年間売上とは、平成31年1月から令和元年12月までの売上を指します。

なお、個人事業主（事業）の方については、令和2年1月から12月までの売上については、令和2年分所得税確定申告書第1表に記載されている事業収入と不動産収入の合計を、平成31年1月から令和元年12月までの売上については、令和元年分所得税確定申告書第1表に記載されている事業収入と不動産収入の合計を指します。

#### 4. その他

#### 法人

**Q11. 前事業年度分の法人税確定申告書別表第1の写しを提出する必要がありますが、全事業年度分とは、いつのことを指しますか？**

A11. 県版給付金の申請日の直近の事業年度分の法人税確定申告書別表第1の写しを指します。

#### 全申請者

**Q12. 県版給付金は申請からどのくらいの期間で給付されますか。**

A12. 提出書類に不備が無く、内容についても疑義が無い場合には、申請を受け付けてから概ね3週間での給付となります。

#### 全申請者

**Q13. 県版給付金の給付が決定した場合、通知が送られてきますか？**

A13. 要項では、県版給付金の給付を決定した場合には、県版給付金を給付することにより通知に代える旨を定めています。よって、通知を送付することはありませんのでご了承ください。

県版給付金の給付決定の有無については、通帳の記帳によりご確認ください

なお、振込依頼人名はフクイケンバンキュウフキンジムキョクと表示されます。

#### 全申請者

**Q14. 申請書類の審査の結果、県版給付金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送されますか。**

A14. 県版給付金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送しません。また県版給付金の給付を決定した際にも申請書類は返送しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

**法人** (R3.5.7 追加)

**Q15. 令和2年11月1日に法人成り（個人事業主から法人に変更）したため、令和2年10月31日までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか？**

A15. 平成31年1月1日以降に法人成りした事業者については、要項で定める法人の申請要件に加え、下記の要件を全て満たしている場合に限り、県版給付金を申請することが可能です。申請については、法人の区分で申請してください。

- ①法人成り前（個人事業主時）の事業者と法人成り後の法人の代表者とが同一人物であること
- ②下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること
  - ・「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄の設立法人名、代表者名、法人納税地および設立登記が記入されているものであること
- ③下記の法人設立届出書の写しを提出すること
  - ・「設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合」の欄に○が付けられているものであること
- ④法人成り前（個人事業主時）の売上と、法人成り後の売上を合算したうえで、令和2年の年間売上に給付金等を加えた額が、令和元年の年間売上の年間売上に比べ10%以上減少していること
- ⑤上記の④を証明する書類として、法人成り前（個人事業主時）の売上については、所得税確定申告書の第1表の写しを、法人成り後の売上については、帳簿の写しを提出すること

なお、法人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による県版給付金の申請も可能です。